平成３０年（フ）第１３７号
埼玉県三郷市采女１丁目113番地２　コーポ三郷采女303
債務者　吉田　ユリ
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第８２号
埼玉県所沢市上新井５丁目32番地の９　ドエル杉の台103
債務者　成家　　稔
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２３号
愛知県江南市高屋町清水111番地　ディマンシュ清水402号
債務者　淺野多津子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第５１号
京都府綾部市味方町薬師谷300番地の87　八木様方
債務者　江戸小百合
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで京都地方裁判所福知山支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
群馬県邑楽郡大泉町仙石３丁目25―１スバル大利根寮３号棟421号室、住民票上の住所青森県東津軽郡蓬田村大字長科字浦田７番地
債務者　小鹿　裕也
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第９０号
京都市左京区下鴨泉川町22番地21
債務者　杉村　由紀（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１４４号
京都府八幡市男山泉15番地１　ヒルサイドヴィレッジＢ―201
債務者　クバシ成子こと　ＬＥＥ　ＳＵＮＧＪＡ
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１７号
兵庫県小野市中町188番地の１　中町ロイヤルハイツ207号
債務者　田村千恵美
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第１２２号
広島市東区戸坂くるめ木２丁目11番12号
債務者　井嶋眞美子（旧姓久常）
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１５号
山口県下松市旗岡３丁目５番１―206号、前住所山口県下松市旗岡２丁目３番２―102号
債務者　的場　英二
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第９号
福岡県大牟田市汐屋町５番地15　共栄ビル305号
債務者　原田　　健
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第４号
長崎県五島市大荒町481番地１　マンションスリーエイト205号
債務者　葛島　和男
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで長崎地方裁判所五島支部

平成２９年（フ）第５６５９号
大阪市東淀川区豊新５丁目７番９号　みつるハイツ　201号
債務者　佐々田　有
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８２号
大阪市東淀川区瑞光５丁目８番29―101号
債務者　大西　知史
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３５５号
大阪市旭区新森２丁目２番８号　サンライズマンション89　２Ｄ号室、前住所大阪市城東区永田３丁目13番22号　フジパレス深江橋Ⅱ番館　105
債務者　渡瀬　　剛
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４５３号
大阪府吹田市岸部北５丁目26番12号（101）
債務者　古賀　　亮（旧姓大垣）
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４６３号
大阪市平野区長吉六反３丁目８番15―703号
債務者　原　千菜津（旧姓大和）
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで大阪地方裁判所第６民事部